



## 常勤・非常勤、専従・兼務ってなんのこと？



### A. 従業員の勤務体制を整えるうえで必要になるよ。

「常勤」っていうのは、事業所での勤務時間が、事業所等で定められている「常勤の従業者」が勤務すべき時間数に達している、ことをいうんだよ。

「非常勤」は、事業所での勤務時間が、事業所で決められている「常勤の従業者」が勤務すべき時間数未満である、ということなんだ。

1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回るときは32時間を基本とするんだ。

労働基準法の上では、週40時間勤務以内を法定労働時間としているね。

なので、常勤が1週間に勤務できる時間は「32時間～40時間」ということになるね。

「専従」っていうのは、原則として、サービス提供の時間を通じて、ほかの[障がい福祉サービス](#)の職務に従事しないこと、なんだ。

「兼務」は、事業所に勤務する時間帯で、その職種以外の職務に同時並行的に従事すること、をいうんだ。

[管理者](#) 兼 [児童発達支援管理責任者](#)、っていうのがこの例に当てはまるね。

これらによって

- ・常勤専従
- ・常勤兼務
- ・非常勤専従
- ・非常勤兼務

の4つのパターンが出来ることになるよ。

### [《MENU》](#)

[《障がいの社会モデルと医療モデルって？》](#)

[《個人情報同意書ってというのは？》](#)

